

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第17回会議録



開会 平成17年8月25日(木)

閉会 平成17年8月25日(木)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 議 録

会議の名称	第17回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	
開催日時	平成 17 年8月25日(木) 午後 1 時33分 開会 ・ 午後 2 時45分 閉会	
開催場所	大野原町中央公民館3階講義室	
出席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
欠席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
事務局氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
関係者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
会議事項	1 議 題 別添 会議資料のとおり	2 会議結果 別添 会議録のとおり
会議の経過	別添 会議録のとおり	
会議資料	別添 会議資料のとおり	
その他の 必要事項		

第 1 7 回合併協議会出席者名簿

	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	出席並びに 欠席委員 出席 16名 欠席 1名 凡 例 出席 欠席 ×	会 長	平野 清		委 員	加藤 義和
副会長		佐伯 文男		委 員	久保 等	
副会長		白川 晴司		委 員	森 英雄	
委 員		大倉 利夫		委 員	石川美千子	
委 員		大山 保徳		委 員	合田久仁男	
委 員		高森 直二		委 員	横内十三枝	
委 員		藤田 芳種				
委 員		高丸 勝茂				
委 員		井上 浩司				
委 員		美藤 広				
委 員		藤岡 勉				
委 員		合田 要				
合併協議会事務局		事務局長	大木 和郎		総務広報班	長谷川加奈子
	事務局次長	象山 稔彦		調 整 班	山地 康博	
	班長(総務広報)	石川喜代美		総務広報班	藤井久美子	
	班長(計画)	合田 善春		調 整 班	細川 勝美	
	班長(調整)	好川 高雄		計 画 班	小山 悟司	
	調 整 班	合田 博晃				
関 係 者	総務部会長	合田 寛		環境部会	山岡 義晴	
	企画部会長	藤田 賢一				
	環境部会長	藤川 維雄				

第17回合併協議会会議録索引

件 名	頁数
1 開 会	1
2 会長あいさつ	1～2
3 新しい『観音寺市』誕生ポスター最優秀賞表彰	2～3
4 議 事	3～21
(1) 報告事項	4～20
(1) 報告第67号 新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成に係る印刷業者の選定について	4～5
(2) 報告第68号 一般職の職員の身分の取扱い(変更)について	5～8
(3) 報告第69号 特別職の職員の身分の取扱い(その2)について	8～9
(4) 報告第70号 事務組織及び機構の取扱いについて	9～12
(5) 報告第71号 各種事務事業(広聴広報・情報公開関係)の取扱い(その2)について	12～14
(6) 報告第72号 各種事務事業(環境対策関係)の取扱いについて	14～16
(7) 報告第73号 各種事務事業(ごみ・し尿処理関係)の取扱いについて	16～19
(8) 報告第74号 市長・市議会議員選挙日程について	19～20
(2) その他	20～21
(1) 観音寺市・大野原町・豊浜町児童交流会について	20～21
(2) 第18回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について	21
5 閉 会	21

【午後 1 時 3 3 分開会】

大木事務局長 皆様、本日はお忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから第 17 回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催いたします。

会議に入りますまで進行を務めさせていただきます本協議会の事務局長の大木和郎でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、ここで観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会平野会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。

お盆も過ぎまして、非常に厳しかった夏も少しは和らいたようございまして、ですけども農業用水は大丈夫でございますけど、水道用水は早明浦ダムが依然として、少しは回復いたしましたけど、まだまだ厳しい状況ございまして、各市町におきまして水道水の問題で頭を痛めておるといような今日の状況でございますが、今日はただいま事務局長からお話ございましたように、第 17 回の観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会開会に際しまして、何かとお忙しい中でお繰り合わせいただきまして御出席いただきましたことにつきまして、厚くお礼申し上げたいと思います。

いよいよ、もうあと 47 日と迫ってまいったわけございまして、今日と、あともう 9 月の協議会一遍で全ての協議が終わるということになっておりまして、皆さん方にはこれまでに対するご協力に対しまして厚くお礼申し上げたいと思います。

この度、一言皆さん方にお詫びいたしますが、新聞なり報道で知っておられますように、町におきまして職員の 3 名の相次ぐ不祥事が発覚したわけございまして、合併を間近に控えて大変職員の不祥事が出たということで、皆さん方に何かとご迷惑をおかけしたと思いますけれども、あしからずお許しをいただきたいと思います。町におきまして、私の職員の教育ができとらなかったということで非常に責任を感じておるわけでございますが、今後絶対起こさせないという事後処置は十分とっておりまして、職員にも地方公務員としての再認識をしてひとつ襟を正すということを申しておりますので、今後とも皆さん方のご協力をお願い申し上げたいと思うわけでございます。

それでは、日程に従いまして本日の議事を進めてまいりますので、よろしくお願い申し

上げたいと思います。

大木事務局長 それでは、これより新しい『観音寺市』誕生ポスター最優秀賞表彰式を行います。

議事に先立ち、最優秀賞に輝かれたお二方に表彰状を授与させていただきます。

次代を担う子供さんに新しい観音寺市について考えていただくため、新しいまちのイメージ、将来像、新しいまちに期待することや願いを描いたポスターを募集いたしましたところ、小学校、中学校合わせて550の作品応募がありました。合併に向けて、明るく希望あふれる大変素晴らしい作品ばかりでございました。応募のありました作品につきましては、7月22日、各教育委員会をお願いをいたしました3名の先生方によって審査を行っていただきました。その結果、お手元の会議資料2ページにあります児童生徒の皆さんが最優秀賞、そして優秀賞に選定をされました。最優秀賞につきましては、本日合併協議会において、優秀賞につきましては各学校で表彰状を授与させていただきます。

それでは、表彰式に移らせていただきます。小学校の部、中学校の部、それぞれ最優秀賞に選ばれました皆さんをご紹介させていただきます。どうぞ、その場でご起立をお願いいたします。

最優秀賞、小学校の部、観音寺市立柞田小学校4年中塚千晴様。最優秀賞、中学校の部、観音寺市立観音寺中学校2年尾藤友美様。

どうぞ、大きな拍手をお願いいたします。

中塚千晴様、尾藤友美様、恐れ入りますが、正面の方へお願いをいたします。

会長、恐れ入りますが移動をお願いいたします。

それでは、平野会長より表彰状並びに記念品を授与させていただきます。

それでは、中塚千晴様、前にお進みください。

会長 賞状、最優秀賞、小学校の部、観音寺市立柞田小学校中塚千晴殿、あなたは新しい『観音寺市』誕生ポスター展に素晴らしい作品を応募され頭書の成績をおさめられましたのでこれを賞します。平成17年8月25日、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会長平野清。

どうもおめでとうございました。

大木事務局長 続いて、尾藤友美様、前にお進みください。

会長 賞状、最優秀賞、中学校の部、観音寺市立観音寺中学校2年尾藤友美殿。以下同文ですので省略させていただきます。

どうもおめでとうございます。

大木事務局長 それでは、ここで平野会長と、ただいま最優秀賞を受賞されました中塚千晴様、尾藤友美様に中央にお並びをいただきまして写真撮影をしたいと思います。

どうぞ、お並びください。

どうぞ委員の皆様、拍手をお願いいたします。

どうもありがとうございます。

以上をもちまして表彰式を終わらせていただきます。

最優秀賞に選ばれました作品は、今後合併協議会だよりで紹介し、合併啓発ポスターや新市のガイドブック等に使用し、活用をさせていただきます。

それでは、ここで中塚様、尾藤様が退席をされます。お二方に大きな拍手をお願いいたします。

どうもおめでとうございます。

それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により会長が議長となることになっておりますので、これより会長、よろしく願いをいたします。

議長 それでは議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により会長が議長となるとなっておりますので、議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

規約第10条の第1項の規定に基づきまして、本日の出席者の確認をいたします。委員17名中、出席者は現在15名でございますが、藤田委員さんはまもなくお見えになるうと思っておりますが、欠席届が出ておりますのが加藤委員さん1名でございます。よって、本日の会議は成立したと報告させていただきます。

なお、加藤委員さんからは、用務のため本日の会議を欠席する旨の連絡をいただいておりますので、つけ添えておきます。

また、本日、多岐にわたる調整結果等をご報告させていただくことに際しまして、1市2町の専門部会長などを出席させておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事をさせていただきますが、議事の都合上、発言される場合には冒頭に所属市町名とお名前をよろしくお願いいたします。

なお、会議録作成のため、恐れ入りますが、発言に際しましては職員がワイヤレスを持ってまいりますのでお願いいたします。

それではまず、報告第67号新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成に係る印刷業者の選定につきまして、計画班長より説明を願います。

事務局 事務局計画班長合田でございます。よろしくお願いたします。

報告第67号新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成に係る印刷業者の選定について報告させていただきます。

恐れ入りますが、資料の4ページをお開きください。

新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成について、8月1日に1市2町圏内の13社の印刷業者に対しまして印刷説明会を開催し、見積書を徴しましたところ、2社より辞退の申し出があり、11社より見積書の提出がございました。見積もりあわせの結果、お手元に記載のとおり、新市ガイドブックは、消費税等を含みます152万2,500円の最低見積価格でありました大野原町の株式会社富士印刷を選定いたしました。また、合併啓発ポスターにつきましても、最低見積価格7万2,450円でありました株式会社富士印刷を選定して、現在印刷に取りかかっていることをご報告いたします。

なお、ポスターにつきましては、昨日刷り上がっております。これらは9月に県内及び近隣の市町や1市2町に配付されまして、庁舎や公共施設などに掲示される予定でございます。今日は委員の皆様のお手元にご用意させていただいておりますので、持ち帰っていただきまして、お店や事業所、また住民の方々がご覧いただけるところに、お手数ですがご掲示いただけたらと思っております。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと思っております。印刷されます新市ガイドブックの概要についてご説明申し上げます。

初めに、1の目的でございますが、新市ガイドブックは新市の行政サービスの内容や新市の公共施設、本庁の業務や、これまでの役場から支所となる大野原支所、豊浜支所での取り扱う業務などをお知らせするため作成するものでございます。

掲載の内容でございますが、住所変更に伴う手続や各課窓口の業務案内、それから主な業務の概要のお知らせ及び公共施設などの案内を予定いたしております。

3として、発行時期でございますが、10月1日の1市2町の広報紙とあわせまして各世帯に配布するとともに、議会の議員の方、それから特別職、それから職員に配付いたします。また、各庁舎窓口に配置いたしまして、市民の皆様にご利用いただく予定でございます。サイズとしましてはA4サイズで、表紙はフルカラー印刷、本文は2色刷りで約80ページ程度の内容となる予定でございます。現在、内容を関係する分科会等でご確認い

ただきながら、新市の公共施設の名称や各業務や窓口の電話番号などの確認など校正を行っております。

これで、簡単ではございますが、報告第67号新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成に係る印刷業者の選定についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま計画班長より報告第67号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第67号新市ガイドブック及び合併啓発ポスター作成に係る印刷業者の選定につきましては、報告がありますとお承知いただいたものとしします。

次に、報告第68号一般職の職員の身分の取扱いにつきまして、総務部会長より説明をお願いします。

総務部会長 失礼します。総務専門部会長の合田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、6ページ、報告第68号一般職の職員の身分の取扱い(変更)につきましてご説明を申し上げます。

職員の身分の取り扱いにつきましては、第15回合併協議会におきまして報告第47号として報告をしておりましたが、今回、その中の一部について変更しようとするものでございます。

7ページをお開き願います。

職員の給与(案)のうち給料表について、行政職、企業職を前回9級制としていたものを、いずれも8級制に変更するものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

級別職務分類表(案)のうち、8級の上に9級を設けておりましたが、9級を削除して8級制とし、8級の中に「1」として「部長の職務またはこれに相当する職務」を新たに加えるものでございます。

これらを変更しようとする主な理由といたしましては、昨今の厳しい財政事情と行政改革の推進を図ることを踏まえましてのものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第68号の説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

議長 ただいま総務部会長より報告第68号につきまして説明がありましたが、ここで私の方から、変更にあたっての基本的な考え方を説明させていただきたいと思います。

9級から8級への変更と部制採用について、当初、部長並びに大野原支所長、豊浜支所長は職務の級、9級に運用する予定でありましたが、新市の事務組織機構を検討していく中で、また財政事情や行政改革等の観点からも、先ほど級別職務分類の変更で説明いただきましたように、大変厳しい選択であります。部長は9級ではなく8級で運用させていただきます。部長と課長は、それぞれ事務遂行の責任体制を明確にし、新市全体に係る事務を管理・執行できる機関として、この後事務組織機構で報告させていただきますが、部制を採用しております。役所内部の関係各課が横断的に取り組む必要のある事務内容が増えてきていることから、行政内部の横の連携を密にすることが必要であり、部制を採用した組織としております。ただ、先ほど申し上げましたが、大変厳しい選択であります。厳しい財政事情の中であることを職員の方にもご理解いただき、給与は8級のままで運用させていただきます。

以上でございますので、何かご意見ございませんか。

どうぞ。

久保委員 観音寺の久保でございますが、ただいま提案者並びに会長の方から、理由につきましては十分理解をするところでございますが、やはり香川県の場合、観音寺を含めて7市ありますし、引き続いてまた三豊市も誕生という状況にあると思います。ここで他市の状況もやはり参考にする必要もあろうかと思っておりますので、現在の市制を敷いております県下の6市の職務の状態、部長職は何級にしておるかということ。それと、一番大事なことは、合併することによってやはり首長なり議員ももちろん頑張っていただかにゃならないんですが、本当に一番市の運命を左右するのは、私は職員であろうかと思っております。そういう意味において、財政が非常に厳しい中ではあります。やはり将来において希望の持てる、やる気ができるという、やっぱりそのあたりも職員の目標を持たせてないと、8級で部長と課長が同じ級におると、当然号俸が違いますので多少の開きはありますが、皆さんご存じのように、上に行けば行くほど、今度昇給間差がむしろ低くなるちゅうんですか、少額になりますので、なかなかこれ、思うようにはいかないと思います。

そういうことで、現在のこの案につきましては、苦しい中でのご提案でございますが、

私はそれで仕方ないかなと思うんですが、今申し上げましたように他市の状況、また今後新市において、財政事情がよくなるということは当分いかないだらうと思うんですが、行政改革とかいろいろなことによって、将来においてその含みがあるかないか、そこらあたりをお願いしたいと思います。お聞かせ願いたいと思います。

議長 どうぞ、お願いします。

事務局長。

事務局長 事務局長の大木でございます。

県下6市の部長級の職務の級並びに実際の運用につきましてご説明を申し上げます。

高松市は、部長の職務10級、困難な業務を処理する部長の職務11級制を設けておりますが、支給は10級で運用をしております。丸亀市は、部長の職務9級、困難な業務を処理する部長の職務10級制を設けておりまして、それぞれ支給も9級、10級で運用をしております。坂出市は、部長の職務9級と10級制を設けておりまして、それぞれ支給も9級、10級で運用をしております。善通寺市は、部長の職務8級と9級制を設けておりますが、支給は9級で運用をしております。さぬき市は、部長の職務9級、困難な業務を処理する部長の職務10級制を設けておりますが、支給は9級で運用をしております。東かがわ市は、部長の職務9級制を設けておりまして、支給も9級で運用しております。

以上、級別職務分類につきましては、行政職11級制、10級制、9級制、8級制を設け、実際支給につきましてはそれぞれ10級あるいは9級を運用しております。さまざまな行政課題に柔軟に対応し、指揮命令系統がわかりやすく、行政内部の関係各課の横の連結を密にし、課題に素早く対応できる組織体制ということで部制を導入したことにつきましては、先ほど会長よりもお話がございました。行政の質的転換を図るために最も必要なことは、職員の意識改革であります。合併は、まさに職員に一層の意識改革を促す最高の機会かと思えます。委員ご指摘のように、市政運営を担う職員一人一人の意識改革を促し、職員の意欲、やる気を引き出すため、職務と責任に応じた処遇と給与制度が必要であります。しかし、大変厳しい選択ではありますが、先ほど会長が申し上げましたが、部長職につきましては大変厳しい事情であることをご理解いただき、8級を運用してまいるといふことでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、9級制の導入についてであります。私の方で僭越ではございますが申し上げますと、今後新市において検討、協議されるということをご理解をいただきたいと思えます。現時点では、先ほど申し上げました事情により8級で運用してまい

るとのことをご理解のほど、よろしく願いをいたします。

議長 今、局長が説明がございましたが、少し付け加えさせていただきますが、行政改革からいえば、11部にするということが私は問題でなからうかという点も最初にしたわけでございますが、やはり今現在の観音寺、大野原、豊浜の状況を把握する中で、最初はやはり職員にもあらゆる面で配慮をしながら、ひとつ6万6,000、5,000ですが、11部は多過ぎるかもわからんけども、そこら辺配慮するならば、当初はもう11部でした方がええんでなからうかということで11部にした経緯がございます。当然、職員も次第に退職に伴いまして職員定数も改めていくわけでございますので、今、久保さんからおっしゃるように、やはり近い将来は私は必ずもう一遍これを改革する時期が来るんでなからうかと、その時分にやはりもう一度改革してもろたらいいんじゃないかならうかということで、出発に当たっては11部とするならば、やはりもう8級ということでお願いせないかんのではないかとということで、いろいろ一応決めたことをまた返すということは非常に提案しにくいんですけども、そういうことにご理解いただきたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第68号一般職の職員の身分の取扱いにつきまして、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第69号特別職の職員の身分の取扱いにつきまして、総務部会長より説明を願います。

総務部会長 それでは、報告第69号特別職の職員の身分の取扱い(その2)について、ご報告申し上げます。

特別職の職員の身分の取り扱いにつきましては、第4回合併協議会において調整方法が確認され、去る第15回合併協議会におきまして、(その1)といたしまして市四役、議員、行政委員会委員の報酬についてご報告したところでございます。

11ページをお開き願います。

今回は、(その2)といたしまして、11ページ中段にあります総合振興計画審議会委員から、以下12ページの選挙関係を除く33の各種委員等について報酬を定めたものでございます。

先に資料を配付しております。時間の関係で全て読み上げることはできませんが、基本的には観音寺市の額をベースに、日額7,000円とほとんどいたしております。

ここで特に説明すべき点といたしましては、交通指導員の報酬がございませぬ。額といたしましては、大野原町の月額と同様の2万7,000円としておりますが、現在の交通指導員の活動状況は1市2町において随分異なっております。したがって、今後合併までに立哨を含む交通指導員さんの活動状況等について、なお調整をすることとなっております。

以上、簡単ではございますが、特別職の職員の身分の取扱い(その2)についての説明を終わります。どうかよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま総務部会長より報告第69号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございませぬので、報告第69号特別職の職員の身分の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第70号事務組織及び機構の取扱いにつきまして、企画部会長より説明を願ひます。

企画部会長 専門部会長の藤田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、会議資料の13ページの方をお開きいただいたらと思ひます。

報告第70号事務組織及び機構の取扱いにつきまして、ご報告を申し上げます。

まず、この件につきまして、第8回の合併協議会でご確認をいただきました新市におけます事務組織及び機構の整備方針が出されております。簡潔に読み上げさせていただいたらと思ひます。

まず、整備方針といたしまして、住民サービスの低下を来さないような組織・機構。2つ目に、住民の方々にわかりやすく利用しやすい組織。それから3つ目が、住民の声を適正に反映することのできる組織。4つ目が、合理化を図り、簡素で効率的な組織・機構。それから5つ目が、新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構。6つ目が、地方分権に柔軟に対応できる組織・機構。7つ目が、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構。8つ目が、指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構。最後、9つ目ですが、緊急非常時に即応できる組織・機構という整備方針9項目でございませぬ。

一方、個別整備方針といたしまして、今回、本庁と支所方式を採用いたしております。

支所につきましては、現在の太野原町、豊浜町の各役場を支所といたしまして、従来の

住民サービスを極力低下させないように配慮した組織・機構という12項目にわたります。整備方針をもとに、これに基づきまして組織・機構を整備してまいりましたので、これからご報告を申し上げます。新市全体に係る事務を管理・執行できる機関といたしまして、部制の導入を含めて検討した結果、事務処理の停滞を招くことなく住民サービスの向上をさせるためにも、指揮・命令系統がわかりやすく、また責任の所在が明確な組織・機構とし、また近年、関係各課で横断的に取り組む必要がある事務内容が増えてきております。そうした中、行政内部の支所を含みます関係各課の横の連携を密にし、内部の業務処理体制が敏速に、的確に行われるよう部制を敷くことといたしました。本庁、それから支所、教育委員会、議会事務局、また各種委員会全体で、資料の新市組織・機構図にありますように、また先ほど会長さんからもお話がございましたように、11部40課4室の組織体制といたしております。特に新市におけます大野原支所及び豊浜支所の組織体制も住民の方々の利便性に十分配慮し、住民サービスの低下を極力招かないよう支所機能の充実に努めることが必要でありますので、十分な配慮をし、整備してまいりました。住民の皆様からの声に、行政と住民の結びつきが薄れ、意見が行政に反映されにくくなるのではとか、本庁と支所が遠くなり、不便になるのではという声に対応するためにも、住民との相談窓口等を設け、また本庁と支所をオンラインで結ぶとして、これまでと同じように窓口サービスが受けられるようにしております。具体的には、組織・機構図にありますように、支所に庶務課、建設経済課、福祉保健課を設置することとし、支所での主な事務内容につきましては、各支所、課、係の後に主な事務内容を掲載しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

また、本庁の市長部局の組織体制につきましては、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構として、少子・高齢化、情報化の推進、男女共同、新市建設推進、個性豊かな地域社会の形成、企業立地推進、行財政改革、コミュニティー等を通じた市民活動に対応できる組織・機構とし、そしてまた昨年の災害の教訓から、緊急非常時に即応できる組織・機構ということで、消防・防災及び災害対策、危機管理に対応できる組織・機構といたしております。具体的には、これまでの福祉事務所を子育て支援課と社会福祉課の2課とし、新たに新市建設、行政改革、男女共同参画それぞれの推進室、また高齢者支援室、係では情報統計、危機管理、市民生活係、保育所係、企業立地推進係を設置いたしております。

教育委員会におきましても、市民スポーツ課を新設したり、学校事務、給食、生涯学

習、また図書館等、住民が支障を来さないようにいたしております。また、支所には教育委員会分室を置きまして、教育事務に支障を来さないようにいたしております。

議会事務局並びに各種行政委員会につきましては、本庁一括といたしております、支障のないような組織・機構といたしております。

以上のような内容で、市長部局では政策部、総務部、市民部、健康福祉部、経済部、建設部、水道局の本庁 7 部 2 課 4 室、大野原支所と豊浜支所の 2 部 6 課、教育委員会 1 部 8 課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会等各種委員会事務局 1 部 4 課の計 1 1 部 4 0 課 4 室の組織体制といたしております。

いずれにいたしましても、組織・機構を初めとした行政事務全体が住民本位に機能するように職員も一致協力いたしまして今後取り組む覚悟でございますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

なお、14 ページから 16 ページに組織・機構図、主な事務内容を示しておりますので、ご参考にしていただけたらと思います。

以上で、報告第 70 号事務組織及び機構の取扱いにつきましてのご報告を終わります。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま企画部会長より報告第 70 号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

どうぞ。

藤田委員 すいません、観音寺の藤田です。

今、全部のお話の中で、非常に効率的で住民の声を反映してというのは原則的によくわかるんであります。であります、次に、非常に切迫した話でありますけれども、8 月の半ばぐらいに当初はこういう全部を、つまり部長だとか下まで張りつけをとということであったかと思うんですが、何らかの事情があったり、あるいは少し配慮をして遅れているんだろうと思うんですが、その分で少し遅れている理由なりが、お話ができるものがあれば話していただきたいことと、それから、かといっていつまでも放って置く訳にはいかないので、観音寺市が解散をして、いや各部分がなくなって次に新しい仕事が始まる時に、各担当なり、あるいは仕事そのものを理解してないと仕事がなかなかスムーズにいきませんので、どのくらいを目途に発表する予定なのかっていうふうなこと、2 点お伺いいたします。

以上です。

企画部会長 議長の方でお願いできますか。

議長 それでは、新市の人事異動の内示の発表時期については、1つには電算システムの人事・給与システムの統合に向けて新規のデータ入力に相当の人員と時間を要すること、2つ目は、内示後、新体制との事務事業の最終調整や合併前の事務引き継ぎの準備期間、3つ目は、移転を含めて本所、支所の開所準備期間、あと合併日以降の市長職務執行者の日程など具体的業務の準備等万全を期し、新市移行に当たらなければなりません。新丸亀市も内示は1カ月前、東かがわ市は部課長の内示を50日前、一般職が35日前と聞いております。本日、事務組織機構につきましてご確認いただきますならば、内示に向けた具体的作業に入り、遅くとも先ほど申し上げましたことを踏まえまして1ヶ月前までとっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

藤田委員 正確にもう一度お伺いします。1ヶ月前というのはどこから1ヶ月前ですか。新しい市が発生したとき、それとも解散の1ヶ月前。

議長 いや、新しい市が発足する1ヶ月前です。

藤田委員 はい、わかりました。

議長 9月入ったらすぐ発表するということです。もう今準備をしておりますので、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第70号事務組織及び機構の取扱いにつきましてでは報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第71号各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱い（その2）につきまして、調整班長より説明を願います。

事務局 失礼いたします。事務局調整班長の好川でございます。よろしく願いいたします。

それでは、報告第71号各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱い（その2）について、情報公開関係につきましてご報告を申し上げます。

協議会資料の18ページをお開きいただきたいと思っております。

情報公開関係につきましては、第3回の合併協議会におきまして、情報公開については合併時まで調整し、統一する。個人情報保護については、合併時まで調整し、統一するという調整方針をご確認いただいております。

調整結果といたしまして、まず情報公開についてでございますが、新市におきましても市民の公文書の公開を求める権利を明らかにし、市民の市政参加の推進、市政に対する理解を深めること等を目的といたしまして、その根拠となります観音寺市公文書公開条例を合併時に職務執行者の専決処分によりまして制定、施行の予定でございます。実施機関は、市長ほか、資料のとりの各委員会、委員及び議会であります。規定といたしましては、公文書の定義、公開を請求できるもの、特定の個人が識別される個人に関する情報等につきましては公開しないことができる等の規定を定めることといたしております。また、不服申し立てがあった場合の審査を行います公文書公開審査会につきましては、識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員5人以内で運営し、会議は非公開といたしております。また、公開に係る手数料につきましては、1件の公文書につきまして350円をご負担していただくものといたしております。

次に、個人情報保護についてでございますが、20ページをお開きください。

今年の個人情報保護法の施行によりまして、個人情報取扱事業所に対しては、利用目的の特定、公表、適正管理、利用、第三者への提供、本人の権利と関与、本人の権利への対応、苦情の処理等の義務が課せられたことを踏まえまして、個人情報の適正な取り扱いを定めた観音寺市個人情報の保護に関する条例を合併時に職務執行者の専決処分にて制定、施行の予定でございます。

実施機関は、市長のほか、資料のとりの各委員会、委員及び議会であります。

規定といたしましては、個人情報の定義、個人情報の保有の制限等、情報の安全管理に必要な規定を定めることといたしております。

また、実施機関における個人情報を保護するための市長の附属機関であります個人情報保護対策審議会につきましては、委員10人以内で組織をし、委員の任期は2年といたしております。

報告第71号各種事務事業（広聴広報・情報公開）の取扱い（その2）、情報公開につきましては、簡単ではございますが以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま調整班長より報告第71号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第71号各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱い（その2）につきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第72号各種事務事業（環境対策関係）の取扱いにつきまして、環境部会長より説明を願います。

環境部会長 失礼いたします。環境部会長の藤川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告第72号各種事務事業（環境対策関係）の取扱いにつきましてご報告申し上げます。

会議資料の21ページをお開き願います。

環境対策関係の取り扱いにつきましては、昨年の9月22日、第8回の合併協議会において提案され、ご確認をいただいたところでございますが、そのうち合併時まで調整すべき事務事業について調整をいたしましたので、順次ご報告を申し上げます。

22ページをご覧いただきたいと思います。

まず、公害防止施設整備資金融資事業についてご説明いたします。公害防止施設整備資金融資事業につきましては、観音寺市の例により統一するという調整方針が確認されておりますので、制度について改めてご説明をいたしますと、公害の防止を図ることを目的として、中小企業者が公害防止施設を整備する際に500万円を限度とし、その対象事業に要する経費の100分の80以内の額を融資しようとするものであります。また、融資期間等につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

次に、環境審議会についてであります。これにつきましては現在観音寺市のみ審議会がございます。調整結果といたしましては、委員数につきましては20人以内、構成といたしましては識見を有する者、市議会議員、関係行政機関の職員、事業者等でございます。任期については2年で、再任可とさせていただきます。

続きまして、公害防止条例についてでございますが、これにつきましては観音寺市の例により統一することをご確認をいただいております。現行の観音寺市の同条例を新市においても適用することといたします。

最後に、美しいまちづくり条例についてであります。これにつきましては、現在、観音寺市、大野原町に条例がございます。新市においては合併時に再編統一することをご確認をいただいております。

新市における条例といたしましては、お手元の資料でございます目的を達成するため、市、市民等、事業者、所有者等の責務、またごみの投棄、落書きの禁止、空き地の管理義務、その他について規定する予定でありますので、よろしく願いをいたします。

報告第72号各種事務事業（環境対策関係）の取扱いについては、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま環境部会長より、報告第72号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

どうぞ。

久保委員 観音寺の久保でございます。22ページの公害防止の融資の件なんです、私も勉強不足で素朴な質問なんです、現在は、金利が相当低い時代に入っておると思うんです。それで、年6.5以内ということで、最高が恐らく6.5だろうと思うんですが、それと保証料率が1.16ということは、現在の金利状態からすると、以内だから6.5が2.0になるんかどうかはわかりませんが、ここらあたりはどんなんですかね。

それと、観音寺の資料があるかないかわかりませんが、これについて年間どの程度の金利が、高いから借らんのか、安いから借らんのかどうか、ちょっとわかりませんが、そこらあたりが現実に利用があるもんかどうか、資料があったら、なければいいんですが、そこらあたりを感じとして、現在の6.5以内ということで、最高が6.5ですから6.5ということではないと思うんですが、そこらあたりの説明をお願いしたいと思います。

以上です。

環境部会 失礼いたします。観音寺市生活環境課長山岡でございます。部会長にかわりまして補足説明いたします。

ただいま久保委員さんのご質問でございますけど、一応上限というような範囲でありまして、内容につきましては香川県信用保証協会といたしますか、ここで一応保証をいただきまして、また市内部のほかの課におきましてもこういった信用保証協会との連携の貸出金がありますので、そこら辺あたりの調整であります。一応最高限度ということでご理解をお願いいたします。

それで、経過ですけど、最近この融資制度を利用した事業所はございません。

以上でございます。

久保委員 現実に貸し付ける事例がないからわからないんやけど、実際に貸し付けると

したらどの程度の金利を想定しているのか。利用がないからわからんが言やそれまでやけど、当局として、もし申し込みがあったら、現在金利、相当安いですからね。私は、余り金借ったことも、余り預けたこともないんでほとんど金利というのはわからんのやけど、少なくとも金利は相当借る場合でも低いように思います。これは大抵県の保証協会やいろいろあってでも、これは保証料はそうかもわかりませんが、金利については市独自でいけるんじゃないかなと思うんで、現在に則したやっぱり金利を設定してあげないと、知らん人は、おお6.5じゃというたら、これは銀行で借ったら、はいはいというて2ぐらいで貸してくれるが言うたら利用がありませんので、その点もう少し、私がお伺いしたんで、ここでどうこういう分はありませんが、検討してお願いいたしたいと思います。

以上です。

議長 それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第72号各種事務事業（環境対策関係）の取扱いにつきましては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第73号各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱いにつきまして、環境部会長より説明を願います。

環境部会長 それでは、報告第73号各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱いにつきまして、ご報告申し上げます。

会議資料の24ページをお開き願いたいと思います。

ごみ・し尿処理関係の取り扱いにつきましては、環境対策関係の取り扱いと同様、昨年の9月22日、第8回合併協議会において提案され、ご確認をいただいたところでございますが、このうち合併時までに調整すべき事務事業について調整が調いましたので、順次ご報告を申し上げます。

25ページをお開き願えたらと思いますが、まず廃棄物処理計画につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定によりまして、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定されております関係から、新市発足後は新市としての新市域を網羅する計画を策定しておく必要がございます。そこで、お手元の資料をご覧くださいと思いますが、現在観音寺市、大野原町においては平成20年を、また豊浜町においては平成23年度を目標年次とする計画が策定されております。そこで、新市におけるごみ・し尿収集体制等については、新市において再編調整することが

確認されておりますことから、新市発足時は旧市町の区域に基づく現計画を引き継ぎ、その集合体を新市の一般廃棄物処理計画といたします。

次に、一般廃棄物処理業許可事務についてであります。事務については1市2町同様の事務をいたしておりますので差異はございませんが、手数料については、観音寺市が1件につき5,000円であるのに対し2町は無料でございますので、これについては観音寺市の例により、1件につき5,000円を手数料として徴収することといたします。

次のページになりますが、衛生組合につきましては、合併時に統合できるよう調整に努めるという方針によりご確認をいただいておりますが、各市町衛生組合、保健衛生推進協議会による協議がなされました結果、新市における衛生組合の組織といたしましては、現行の観音寺市衛生組合、大野原町衛生組合、豊浜町保健衛生推進協議会をそれぞれ観音寺、大野原、豊浜環境衛生組合とし、その上部に観音寺市環境衛生組織連合会を設置することにより一体性を図ります。

なお、会費や事業につきましては、長い年月を経て今の手法をとっている関係から、ご覧のように1市2町の組織で相当な差異がございます。これを短期間で調整し、統一するのはなかなか難しいということになりました。そこで、合併後新しく発足する観音寺市環境衛生組織連合会において、それぞれ傘下の3つの組織から選出された理事の協議によって、会費も含め、事務事業の統一に向けて調整していただくこととなっておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

次に、ごみ減量等推進事業についてであります。廃棄物減量等推進審議会につきましては、委員数を15名以内とし、構成については識見を有する者、各種団体の代表者により組織いたします。啓発活動につきましては、衛生組合を初め、市の広報、インターネット、ケーブルテレビ、チラシ等を通じて実施してまいります。

最後になりましたが、生ごみ処理機購入費助成事業につきましては、現在観音寺市と豊浜町で実施しております。補助内容については両者とも同様でございます。対象につきましてはお手元の資料のとおりでございますが、調整結果といたしましては観音寺市の例により統一いたしまして、表記の条件を満たすものについて助成を行うものでございます。

報告第73号各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱いについては、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま環境部会長より報告第73号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

どうぞ。

久保委員 今の質問というより、26ページですね、ごみの関係の衛生組合の分で、部会長を初め、事務局並びに1市2町の衛生関係の課長さんに非常にお世話をいただく中で、それぞれの組合長会が2回ほど公式、非公式を含めてありました。それで、今日お尋ねしたいのは、こういう組織をつくろうということでは意思統一はできておるんですが、合併時にということのニュアンス、合併までに、今決まっておるのは観音寺が17、大野原さんが8、豊浜さんがもう6の理事の構成は決まっております、自治会の場合は。衛生組合についても、決まってないんですが、その流れでいこうと思っております。ただ、観音寺の場合は衛生組合と自治会が一緒ですので問題は少ないんですが、大野原さん、豊浜さんについては、自治会と衛生組合が多少人が代わっておるということでなかなか一律にはいかんと思うんですが、今日の議題にないんですが、自治会なり衛生組合について、私の考えとしては合併までに各単位の組織で、ある程度の理事を決めていただいて、合併の前に、非常に忙しい中ですが、先やって、組織づくりをして、効力について、発効については合併と同時の10月11日から発効するぐらいにした方が、合併しても1週間ぐらいですと、新市で事務的にいろいろ忙しい中で我々の組織づくり、また手かしてくれやというたらいかんのじゃないかということで、会長さんの方で前がいいか後がいいか、そこらあたりがもしあるのであれば、我々もそれに沿った動き方をしたらいいんじゃないかなと思うんですが、その点どんなでしょうか。

議長 部会長どう。

環境部会長 ただいまの久保委員さんからのご質問なんですが、衛生組合の統一関係につきましては、先ほどご指摘のとおり2回ほど寄りまして、組織の名称も環境という言葉を入れた組織にいたすことになりました。その後、事務局でいろいろ協議を重ねておるわけでございますが、今の時点では衛生組合の規約の案ができました。この中で、さきにできました観音寺市の自治会協議会の会則に倣いまして人口割りという形になると思うんですが、今、久保さんおっしゃったとおり、各1市2町から理事を31名出そうと、その数についても自治会の協議会の数と同じにすることまで協議をしております。それで、合併時に統一をしたいという意思表示をしております関係から、できるだけ早く各市町でこういった今の現組織の中で会議を開いていただいて規約をたたいてもら

い、これを成案にすべく議論してもらい、そしてさらに割り当て数の理事の人選もしてもらった上で、できれば9月の終わりか、あるいは10月の頭ぐらいには一度立ち上げるための会をし、そして会則を合併時の10月11日から施行するといったような形でやっていきたいなと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

議長 ようございますか。

久保委員 はい。

議長 それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第73号各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱いについては、報告がありましたとおり承知いただいたものとします。

次に、報告第74号市長・市議会議員選挙日程につきまして、総務部会長より説明を願います。

総務部会長 それでは、報告第74号市長・市議会議員選挙の日程についてご説明を申し上げます。

会議資料29ページをお開き願います。

市長・市議会議員選挙につきましては、合併により1市2町の市長、町長、また議会議員がその身分を失うことから、法律では合併後50日以内に新市の市長や市議会議員の選挙を行うこととなっております。正式には、合併当日の平成17年10月11日に開催されます新市の選挙管理委員会において決定されますが、予定される選挙日程につきまして、1市2町の選挙管理委員会の委員の皆さんがあらかじめご協議いただいた内容をご報告させていただきます。

選挙日程や執行形態につきましては、市長と市議会議員の選挙は同時執行を予定しており、日程につきましては11月13日日曜日の告示で、11月20日日曜日の投票、開票の予定となっております。また、立候補予定者等に対する説明会につきましては、10月20日木曜日午後1時30分より観音寺共同福祉施設2階の軽運動室で開催の予定となっております。

繰り返しますが、これはあくまでも想定でございますので、正式には10月11日に決まることでございます。

以上で、報告第74号市長・市議会議員選挙日程につきましての報告を終わります。よろしくお願いたします。

議長 ただいま総務部会長より報告第74号につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第74号市長・市議会議員選挙日程につきましては、報告のありましたとおりご承知いただいたものとします。

続きまして、その他に移りたいと思います。

観音寺市・大野原町・豊浜町児童交流会につきまして、事務局長より説明を願います。

大木事務局長 事務局長の大木和郎でございます。

観音寺市・大野原町・豊浜町児童交流会の開催について、ご説明を申し上げます。

その前に、先ほど、議事に先立ちまして新しい『観音寺市』誕生ポスターの表彰式、最優秀賞の表彰式等を行わせていただきました。申し遅れましたが、その最優秀賞になりました作品につきまして、それをもとに、皆様方にお配りをいたしておりますようにポスターを作成いたしました。そのポスターがちょうどこちらの正面の方に掲示させていただいております。まさにこのポスターの描くものが何を指すかということにつきましては、もう皆様方ご案内のとおりご承知かと思えます。なお又、最優秀賞並びに優秀賞等につきましては、皆様方の会場の後ろの方にもポスターを掲示しておりますので、お帰りの際、是非ご覧になっていただければと思います。

それでは、将来の新しい観音寺市を担う子供さんに、合併につきまして理解を深めてもらおうと児童交流会を予定してまいりました。学校の予定で本日の合併協議会と重なってしまいましたが、本日午後1時より、心配されました台風の影響もなく、児童代表、引率教師、報道関係者の方、合わせまして80名の方が集まっておきまして、ただいま豊浜町の海の家で児童交流会が開催をされております。

それでは、本日開催をされております交流会の内容につきまして、その概要を説明させていただきます。恐れ入りますが、会議資料の30ページ並びに31ページをお開きいただきたいと思えます。

先ほど申し上げましたように、本日、25日午後1時から4時まで、豊浜町コミュニティーセンター海の家で児童交流会を開催をいたしております。観音寺市、大野原町、豊浜町の1市2町は、平成17年10月11日に合併し、新しく観音寺市になるわけですが、そこでこの機会に観音寺市、大野原町、豊浜町の児童の交流会を実施いたしまして、ゲームをしたり、自分の学校を紹介し合ったりすることを通じましてお互いの親睦を

図り、理解を深めていくということでございます。

参加者につきましては、ただいま先ほどご報告もありましたが、各学校児童代表3名ないし4名、引率者2名で、児童総数47名と引率の教師の方総数28名の、総合計75名の方が今参加をいたしまして行事を行っておるところであります。

内容は、お手元の資料にありますように、開会行事の後、ゲーム交流、そして学校紹介では観音寺市の学校、大野原町の学校、豊浜町の学校の順で学校紹介をいたします。続いて、合併ということで、本日は会長さんにご出席をいただいて合併の話をする予定でもありましたが、ただいま申し上げましたように開催が重なりましたので、観音寺市の教育長より市町合併のこと、1市2町のこと、新しいまちづくりの目標についてなど、合併資料に基づきまして説明をしていただいております。参考までに、32ページ、33ページに合併資料の概要を掲載をさせていただいております。最後に、閉会行事で児童交流会を終えるということになっております。今ちょうど、時間的には学校紹介がなされておるかと思っております。

以上、児童交流会についてご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長 ただいま事務局長から説明がありました。何かご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、観音寺市・大野原町・豊浜町児童交流会につきましては、以上のような内容で本日開催されておりますことをお知らせしておきます。

次に、第18回協議会日程につきましては私の方からご案内申し上げます。

次回の協議会は合併協議会最後の会となるわけですが、34ページにお示ししておりますとおり、9月22日の木曜日、午後1時30分から当会場でございます。なお、22日の合併協議会終了後、観音寺グランドホテルで懇親会を予定しておりますのでよろしく願い申し上げますとともに、日程調整のほどをお願い申し上げたいと思います。

それでは、以上で本日予定されておりました合併協議会の日程は全て終了いたしました。長時間にわたりまして終始熱心にご協議いただきましたことにつきまして厚くお礼申し上げます。

本日はこれにて閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

【午後2時45分閉会】